

平成二十六年七月二十八日（月）

# 第三十八回荒川区都市計画審議会議事録

於・サンパール荒川

第五、六集会室

午後二時三十分開会

○都市計画課長 それでは、定刻となりましたので、これより第三十八回荒川区都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、大変御多忙の中、本審議会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

私は、事務局をしております都市計画課長の松崎でございます。よろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして皆様にお知らせがございます。区では、クールビズを実施中でございます。

職員は軽装で執務をさせていただいております。この点、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の審議会は、お手元の会議次第に基づきまして進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の資料でございますが、一つ目が「会議次第」、二つ目が「議案・資料」、三つ目が「参考資料」、カラー刷りのものがございます。参考資料は一、二、三とございます。以上その三点でございます。御確認のほどよろしくお願いいたします。お手元のない方は事務局に言っていたければ御用意をいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、三ツ木副区長より御挨拶を申し上げます。副区長、よろしくお願いいたします。

○三ツ木副区長 皆様、こんにちには。大変暑い時期に、しかも時間帯も最も暑い時間帯に会議を設定いたしました。大変恐縮いたしております。

都市計画審議会委員に引き続き御就任をいただく皆様、そしてまた新たに就任をしていただきます委員

の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の案件でございますけれども、荒川区にとってはもう本当に長い間の懸案でございましたりサイクルセンターの整備計画でございます。やっとその都市計画審議会にお諮りするところまで参りました。何とか早い段階に設置し、稼働させたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○都市計画課長　続きまして、本日は新しい委員さんによる最初の審議会でございますので、委員の皆様への委嘱状の伝達から始めさせていただきます。

委嘱状の伝達につきましては、区長より各委員さん一人一人にお渡しするのが本来でございますが、席上配付をもちまして委嘱状の伝達にかえさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

任期につきましては、平成二十六年六月一日から平成二十八年五月三十一日までの二カ年となっております。

なお、お席の配置につきましては、左手のほうから時計回りにあいうえお順の席とさせていただきます。りますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ここで委員さんの紹介をさせていただきます。

お手元の資料の二ページをご覧ください。新たな委員による名簿を構成順に記載させていただいております。

なお、紹介につきましては自己紹介をお願いいたします。明戸委員から時計回りで自己紹介をお願いします。よろしくお願いいたします。

○明戸委員 区議会から参っております明戸真弓美です。どうぞよろしくお願いいたします。

○石橋委員 区民委員として参加させていただいております石橋尚樹と申します。二年前に入れさせていだいております。引き続き荒川区のまちづくりに参加させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○稲垣委員 稲垣道子でございます。区民ではないんですけれども、いろいろな面で、もう何年になりまして、長いこと荒川区さんのほうにはたびたび伺わせていただいております。これからもよろしくお願いいたします。

○井ノ部委員 宅地建物取引業協会の役員をしております井ノ部と申します。よろしくお願いいたします。

○今井委員 今井健子と申します。日暮里駅前で弁護士をやっております。今後もよろしくお願いいたします。

○熊井委員 東京商工会議所の荒川支部より参りました熊井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○小池委員 小池寛治と申します。今年の四月から荒川区芸術文化振興財団の理事長をやっております。どうかよろしくお願いいたします。

○小出委員 東京大学の小出と申します。よろしくお願いいたします。

○斉藤委員 区議会議員の斉藤邦子です。よろしくお願いいたします。

○清水委員 同じく区議会議員の清水啓史です。よろしくお願いいたします。

○志村委員 自民党区議会議員団からこちらに代表で出ております志村博司です。よろしく願いいたします。

○平澤委員 荒川消防署長をしております平澤です。よろしく願いいたします。

○保坂委員 公明党荒川区議会議員の保坂正仁でございます。よろしく願いいたします。

○細谷委員 新しく公募委員で入りました細谷洋と申します。よろしく願いいたします。

○馬籠委員 東京都建築士事務所協会荒川支部長の馬籠です。よろしく願いいたします。

○三上委員 三上雅之です。よろしく願い申し上げます。

○協田委員 区民委員の協田弘です。よろしく願いいたします。

○渡邊委員 東京都第六建設事務所の渡邊治平と申します。よろしく願いいたします。

○都市計画課長 ありがとうございます。

先ほど私、皆さんの名簿を二ページと申し上げましたけれども、一ページの間違いでございます。申しわけありませんでした。

続きまして、本審議会の幹事について紹介をさせていただきます。

荒川区都市計画審議会条例八条に基づきまして、区長より区職員の中から幹事を任命することとなっております。資料の二ページに名簿が記載されておりますので、ご覧いただければと思います。

それでは、次に進みたいと存じます。次第の会長の選出でございます。

先ほど申し上げましたが、本審議会は新しい委員さんによる第一回目の審議会でございますので、まだ

本審議会の会長が決まっていない状況でございます。

ここで、議案資料三ページの荒川区都市計画審議会条例（抜粋）をご覧いただきたいと存じます。同条例第五条の規定によりますと、会長は、学識経験者として委嘱された委員のうちから、委員の選挙によって定めるとなっております。

選挙によることとなっておりますが、委員の皆様からどなたか推薦をいただきまして、委員の皆様のご意が得られれば決定をさせていただければと思います。どなたか推薦いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○協田委員 引き続き小出先生をお願いしていただければと思います。

○都市計画課長 小出先生というお声が上がりましたが、いかがでございますでしょうか。

〔拍手〕

○都市計画課長 ありがとうございます。

それでは、小出委員、お引き受けいただけますでしょうか。

○小出委員 はい、お引き受けします。

○都市計画課長 それでは、小出委員に会長を決定させていただきます。

この後は小出会長にお任せいたしますので、よろしくお願いたします。

小出先生、会長席のほうへお願いたします。

○小出会長 どうも、ただいま選任をしていただいた小出でございます。特に挨拶というほどでもござい

ませんが、今からオリンピックも含めて随分いろんなものが影響、影響というか、いい意味での波及というのが来ておりまして、多分、荒川区もこれから防災というような面でも、いろんな整備ということでも、いろんな面でオリンピックの影響もございますし、この会議でその都度御意見を諮るということになるかと思えます。どうぞその辺も踏まえまして、今から非常に重要な時期ということでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次でございますが、お手元に配付してある「議案・資料」の三ページの荒川区都市計画審議会条例の第五条三項、「会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」ということで、代理者を決めたいと思いますが、私のほうから指名をさせていただきますが、三上委員にお願いをしたいと思います。よろしゅうございますか。

〔拍 手〕

○小出会長 どうもありがとうございます。

それでは、三上さん、こちらのほうへ移っていただいて。

移っていたいただいて早々ですが、一言御挨拶いただければありがたいと思います。

○三上会長職務代理 一言だけ御挨拶申し上げます。

一ページに、私の所属又は職名のところに元東京都住宅局次長とございますけれども、東京都を卒業する直前にこの仕事につきまして、木密、いわゆる木造密集地域の解消についても所掌事項として取り組んだことがございます。まだまだ木密は相当広くありますので、私のやり残した仕事をここで少しでも前に

進むようにやらせていただきたいと思っております。そういう意味では非常に、この前に、これは次長ですけれども、さらにさらにさかのぼりますと、四年間、私は荒川区にお世話になったことがございます。その恩返しの意味を含めましても、荒川のまちづくり、あるいは木密の解消に努力していきたいと思っております。

それから、木密というのは、個人的な話になりますけれども、私がかつて東京都で管理職試験を受けて、その後、課長、部長、局長になっていったわけですけれども、そのときの試験が、テーマが「大都市と防災」というテーマでございました。当時は、関東大震災以降、六十九年説というのがまことしやかに唱えられておりました、来るぞ来るぞということで、一生懸命防災対策をやった覚えがございますけれども、そのときのテーマに私が文章を書きましたのは、少し長くなって申しわけございません。夜警国家論というのを少し冒頭書きまして、夜警国家というのは、よけいなことはやらなくていいよと、ただし、治安だとか、防災だとか、あるいは防衛だとか、外交だとかということをやってくれと、こういう説でございます。して、いろんな行政といえますか、政治の根幹、国家の根幹は、とにかく命と財産を守ることだと、住民、国民の命と財産を守ることだという論を展開いたしました。大都市においても、いろんな行政分野があるけれども、少なくとも命とその財産を守る仕事が行政、政治の根幹だということを書いて無事合格させていただいたということでございます。この気持ちは今でも全く変わっておりません。

ということ、よけいなことを申し上げましたけれども、荒川区にとっても防災対策は非常に重要だと、あるいは時間が非常に限られている中で一生懸命やらなきゃいかんと、こういう状況でございました、ま

ちづくりというのはお金と時間がかかるものでございますけれども、やっぱり百点満点の答案というのはなかなか行政のほうでも書けないわけですけども、私は、そういう意味では時間との争いですから、合格点さえとれば、この審議会に上がってきた案件については、何か物を、もっとこうやったほうがいいよと言うつもりはありますけれども、反対するつもりは全くございませんので、行政のほうは安心していいと思うんですけれども。

というふうに私は取り組んでいきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○小出会長 懐かしい話が出ていまして、私も何かしゃべりたくなるんですけど。

○三上会長職務代理 しゃべってください。

○小出会長 ちよっとだけね。六十九年プラスマイナス十一というのがあって、地震には周期があるというんだけど、河角先生というのが出してきたんだけど、今現在それがランダムな、要するにデータの中でも周期が出るんだということを言って、いわゆる周期とは一体何ぞやという議論をした思い出があります。ちよっと蛇足でございました。

それでは、今日の会議でございますが、一応会議の公開ということでございますが、傍聴される方はいらっしゃいませんので、このまま会議を進めさせていただきまます。

それでは、会議次第の第五の議事というところに進みたいと思えます。

議案がそこに書いてございますが、建築基準法第五十一条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設（リサイクルセンター）の位置の許可についてでございます。

審議に当たりましては、会議の途中ではございますが、ちよつと暑い中でございますが、現地調査というのをさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、初めに、都市計画課長から本案件の概要についてまず説明をしていただいて、その後、清掃リサイクル課長より処理施設等に関する説明をさせていただきます。そして、建築指導課長より、特定行政庁としての意見を述べていただきます。その後、一応全員で現地調査を行って、戻ってきて再度審議をして、質問をしていただきたいと思います。

それでは、都市計画課長から説明をお願いしたいと思います。

○都市計画課長 それでは、本案件の概要について説明をさせていただきます。

「議案・資料」の四ページ、お開きください。一般廃棄物処理施設（リサイクルセンター）の位置の許可について付議をいたすものでございます。

四ページの下に付議の理由がございます。「本件一般廃棄物処理施設の位置の許可を行うにあたり、建築基準法第五十一条ただし書に基づき、荒川区都市計画審議会の議を経る必要があるため、付議する」ものでございます。

一枚おめくりください。五ページでございます。

まず、一の経緯でございます。

資源循環型社会を構築するために、区民一人一人のリサイクル活動がごみ減量・資源の有効活用を図ることが不可欠でございます。

また、荒川区におきましては、清掃工場を持たない区であります。より一層ごみ減量・資源の有効活用に努める必要がございます。

区におきましての資源回収は、荒川ならではの地域の連携と地場産業である循環産業の集積を生かした「集団回収による資源回収」をほぼ全区域内で実施をしているものでございます。

リサイクルセンターを区が整備することによりまして、資源回収の処理を長期的に安定して行うことができるようになり、また、新たな回収品目の導入や普及啓発事業などを実施することが可能となります。

区では、これまで整備場所としてさまざまな用地の検討を重ねてまいりまして、今回、土地所有者の土地が利用できることになりました。借用期間、四十年間の賃貸借契約でございます。用地面積や道路事情・周辺への影響を考慮しまして、本整備用地を計画地としたものでございます。

ごみ焼却場及びその他の施設につきましては、建築基準法第五十一条により都市計画においてその敷地の位置が決定していなければ、新築・増築を行うことができない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合には、新築・増築が可能となるというものでございます。

本整備予定につきましては、以下の点を踏まえまして、この建築基準法第五十一条ただし書きの規定の適用に至ったものでございます。

まず一点目の、用地は事業用定期借地権設定契約でございまして、借用する期間、四十年でございます。四十年後には更地返還となります。

もう一点、計画施設につきましましては、焼却を伴わない比較的小規模な破碎・圧縮の処理を行うための施設でございまして、周囲に及ぼす影響が少ない。

こういったことから、ただし書きの規定を適用するものでございます。

五ページ、下には、建築基準法五十一条を記載してございます。

次に、六ページでございます。一般廃棄物中間処理施設の計画でございます。

まず、名称でございしますが、（仮称）荒川区リサイクルセンターでございます。位置につきましては、荒川区南千住三丁目一〇一番五の一部でございます。面積は約二千平米、事業主体は荒川区でございます。備考といたしまして、本施設の処理能力等、記載してございます。

次に、建物の概要でございます。名称、（仮称）荒川区リサイクルセンター。事項でございしますが、まず構造は鉄骨造、地上二階、建物の高さは約十三・五メートル、敷地面積約二千平米、建築面積約千二百平米、延べ面積約千八百平米でございます。地域・地区は工業地域、防火地域、準防火地域でございまして、建蔽率六〇パーセント、容積率二〇〇パーセントでございます。

一ページおめくりください。七ページでございます。周辺の状況及び施設計画図でございます。

地図上の計画地の部分にございまして、後ほど現地を見ていただきますが、南側は明治通りに面してございまして。搬出入のルートにつきましては、その明治通りを利用いたしまして、明治通りから入る、また明治通りへ出ていくというルートになってございます。

八ページでございます。土地利用現況図でございます。

左下に凡例がございます。計画地の西側になりますが、こちらは供給施設、グレーで記載しておりますけれども、こちら、東京ガスになります。また、東側の斜線の部分につきましては、区で公園予定地として用地を取得しているものがございます。また、東側上部につきましては、石浜神社という神社がございます。さらに西側には隅田川というところでございます。

一ページおめくりください。九ページでございます。用途地域図でございます。

本リサイクルセンターが計画されている土地につきましては、工業地域でございます。また、周辺、記載のとおり用途地域となっております。

私のほうからの本案件の概要は以上でございます。

○小出会長 それでは、続きまして、施設について、清掃リサイクル課長から説明をしてください。

○清掃リサイクル課長 清掃リサイクル課長の嶋根と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

「議案・資料」十ページの説明の前に、リサイクルセンター整備の必要性、そしてリサイクルセンターで実際に実施する事業について、簡単に御説明させていただきたいと存じます。

参考資料一をお開きください。

参考資料一「(仮称)荒川区リサイクルセンター整備計画」でございます。

一の整備の必要性でございますが、先ほど経緯の中で都市計画課長から御説明があったとおりでございますが、資源循環型社会を構築するために、区民一人一人のリサイクル活動など、ごみ減量・資源の有効活用を図ることが不可欠でございます。また、清掃工場のない荒川区といたしましては、より一層ごみの

減量・資源の有効活用に努める必要があると考えてございます。荒川区における資源の回収につきましては、集団回収による回収の方法を行っておりまして、区内ほぼ全域で実施してございます。そして、このリサイクルセンターを区が整備することによりまして、区内全域から回収している資源の処理を長期的に、かつ安定して行うことができるようになります。さらに新たな回収品目を導入することや、また普及啓発の事業などを実施することが可能となっております。

三番の実施事業のところをご覧いただけますでしょうか。この施設での実施事業でございます。

大きく二つございます。まず一つ目が資源の処理ということでございまして、四角の表を描いてございますが、既存品目、四品目でございます。これを次のように処理いたします。品目といたしましては、瓶、缶、ペットボトル、白色トレイの四品目でございますが、それぞれ、まず瓶につきましては、再使用ができるかできないか、できるものをよけます。そして、できないものにつきましては、色ごとに分けて破砕いたします。そして、缶とペットボトルにつきましては、プレス（圧縮）いたします。そして、塊にいたします。

また、以上の四品目は今までやっているところで、引き続きこのリサイクルセンターでやっているいただきたいと考えておりますが、この四品目に加えまして、リサイクルセンターの開設に合わせて導入する品目を今検討してございます。それが蛍光管、廃食油、中型の家電でございます。こちらの品目につきましては、リサイクルセンター内のストックヤード、こちらで保管させていただきまして、一定量集まった段階で再資源業者に引き渡すということを考えてございます。

一枚おめくりください。二ページでございます。

このリサイクルセンターで行うもう一つの事業、こちらが七行目のところに書いてあります（２）の普及啓発という事業でございます。

区民の皆様方にごみの減量や資源の有効活用について、スリーRであるとか、いろいろなRについての理解を深めていただくことを目的に、主な対象者といたしましては、小中学生、そしてまたこの施設の見学を希望される個人や団体の方々に対して、安全に見学できる見学通路を設置したり、また体験・体感ができる学習カリキュラムを御用意したりして、再資源化された素材を展示、あるいは素材を活用した学習などを繰り広げてまいりたいというふうに考えてございます。

「議案・資料」十ページのほうにお戻りいただけますでしょうか。施設のほうの御説明をさせていただきます。

十ページ、配置図でございます。敷地は、幹線街路環状第四号線、明治通り、幅員が約二十二メートルございますが、こちらに接道している敷地でございます。

一枚おめくりください。十一ページでございます。一階の平面図でございます。

区内全域から回収してまいりました資源を積んだ車は、明治通りから敷地へ左折して矢印に沿った形で入ってまいります。そして、四メートル幅の通路を通過して敷地の奥のほうから建物の中に入るといような形になります。こういった動線をとることによりまして、一時的に車が集まってまいりました場合にも、この通路の中で車が待機することで明治通りで渋滞、滞留等が発生しないような工夫をさせていただいて

おります。

また、建物の中に入った車は、目的とするところ、瓶であるとか、缶であるとか、ペットボトル、白色トレイといったところの目的地まで一方通行で行きまして、資源をおろして、速やかにまた一方通行で敷地から明治通りを左折して出ていくというような動線の計画となっております。

また、車が敷地から道路へ出る際も十分な視界を確保するような計画とさせていただいております。

以上、御説明いたしましたとおり、一階につきましては資源の処理を行う階でございます。

続きまして、十二ページでございます。二階平面図でございますが、二階につきましては主に普及啓発の事業を行う階でございます。一階で行っております作業の様子を吹き抜けのところに沿ってございます見学路、こちらから安全に見ていただいたり、また大小の三つの研修室がございますが、こちら、あるいは展示コーナーで体験・体感の学習をしていただくというような階になってございます。二階につきましては普及啓発の事業を行う階でございます。

一枚おめぐりください。十三ページでございます。屋上階の平面図でございますが、屋上階には緑地、あるいは太陽光発電のパネルなどの環境に配慮した設備を設置いたします。

十四ページでございます。生活環境影響についてでございます。

こちらは、表の四つの項目、大気質、そして騒音、振動、悪臭につきまして、建物が建つ前に調査いたしました。後で述べます環境保全対策を講じることで、建物が建って施設が稼働した後どのような影響があるのか分析して予測したものでございます。

結論を申し上げますと、全ての項目について環境保全上の支障はないというような評価となりました。一ページおめくりください。十五ページでございます。この施設整備に当たりましての環境保全対策の概要でございます。主なものについて御説明させていただきます。

まず、共通する内容といたしまして、施設につきましては、不必要な扉の開放を禁止して、粉じん、騒音、臭気などが外部へ出ないように抑制をいたします。

各項目でございますが、まず大気質でございます。大気質につきましては、建物につきましては可能な限り密閉した構造といたしまして、受け入れるヤード、それから処理設備、これは建物の中に全て設置いたします。そして、粉じんが発生する作業につきましては、全て建物の中で行って、発生した粉じんにつきましては、外に出ないように集じん機で集めて、きれいな空気にして排気をいたします。

騒音・振動につきましては、機械につきましては全て建物の中に配置して音の遮蔽を図ります。また、建物につきまして、遮音性能にすぐれた外壁を使用、あるいは壁には吸音材を取りつけるなどの工夫をさせていただきます。また、振動でございますが、振動の発生源と考えられます機械、こちらは頑丈な基礎に固定する、あるいは機械と基礎との間に防振ゴムを挟むなどして、振動が外部に伝わらないような配慮をいたします。

悪臭でございますが、においにつきまして、建物につきまして、全て可能な限り密閉した構造といたしまして、受け入れヤード、処理設備は建物の中に配置いたします。そして、局所的な排気装置を用いまして臭気を含む空気を吸引いたしまして、また、集じん装置、それから脱臭装置などを適切に配置して処理

をいたします。

あと、敷地の中を出入りいたします車についての対策でございますが、運転手に対する教育でございますが、空ぶかしの防止、あるいはアイドリングストップの徹底ということを指導させていただきたいと思っております。

十六ページでございます。周辺住民対応についてでございますが、記載のとおりですが、昨年九月、地元町会であります南千住三丁目親公会の町会長様にリサイクルセンター整備の計画について御説明をいたしました。また、隣接いたします石浜神社様にも同じ内容を御説明いたしております。また、明治通りを挟んで台東区でございますが、こちらにつきましても同じ内容の御説明、そして台東区側から隣接する近隣の二つの町会の町会長様、そして連合町会の町会長様に整備計画についての説明をしていただいております。ところでございます。

また、明けて今年の二月でございますが、南千住三丁目親公会の役員会で生活環境影響調査の調査の概要について御説明をさせていただきました。また、台東区にも同じ内容の説明をいたしまして、生活環境影響調査書を送っているところでございます。

二十六年五月でございますが、南千住三丁目親公会の役員会、こちらでリサイクルセンターの整備計画、そして基本設計について説明をさせていただいたところでございます。同じ内容につきまして、隣接する石浜神社様への御説明、そして台東区への御説明もしているところでございます。

二十六年六月、先月でございますが、近隣住民への説明会ということで、まず南千住三丁目親公会の総

会で説明会の実施についての御説明をさせていただきました。そして、リサイクルセンター整備計画地の隣接する家、二百八十九世帯に対しまして各戸に開催通知の御案内をさせていただきました。また、台東区につきましては、台東区のほうで二つの町会長、そして連合町会長様のほうへ住民説明会の御案内をさせていただきますところでございます。そして、住民説明会でございますが、六月三十日に石浜ふれあい館で行いまして、二十八名の参加をいただいたところでございます。

六番、スケジュールについてでございますが、本日は都市計画審議会、そして来年度、建設工事を行い、二十八年度早々の開設を目指しているところでございます。

以上、施設等の説明をさせていただきました。

○小出会長 どうもありがとうございます。

続きまして、建築指導課長より特定行政庁としての意見を述べさせていただきます。

○建築指導課長 建築指導課長をやっております中山でございます。私のほうからは、特定行政庁からの意見ということで、資料のほうは十七ページから二十ページをご覧いただきたいと思っております。

十九ページ、二十ページは、五十一条のただし書きの本文となつてございますので、一応参考というところで、それを十八ページのほうに適否判定表という形でまとめさせていただいております。

まずそちらのほうから説明をさせていただいて、最後に特定行政庁の意見ということで御説明したいと思います。

まず一番でございますが、関係法令等との適合ということで、条文で言えば三条関係でございますけれ

ども、記載のように、一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物及びその他の敷地は、基準法等の関係法令に適合しているものであることということでございますけれども、こちらについては、右側に記載してございますように、関係法令等に適合した計画になってございます。

二番目の都市計画等との整合でございます。こちらにつきましても、荒川区の都市計画マスタープラン、あと南千住東部地域の地域性に該当して、工業系の市街地における内容になってございまして、やはり整合がとれてございます。

三番目でございますけれども、用途地域による制限、第六条関係でございます。こちらにつきましては、記載の一から四の「すべてに該当するものであること」ということで、計画地の周辺の影響の関係、あと廃棄物処理関係の生活環境に及ぼす関係、また周辺への説明の調整等のこと、またあと搬入経路でございまず道路の関係というような内容になってございます。こちらのほうも、右側に記載してございまずように、工業地域に指定された地域内に存在してございまして、周辺への利便を害する施設でないということ。あと、工場、住宅の混在する地域であることから、騒音・振動源となる設備を建物内に設置し、二番目としましては、隣接する公園予定地、あと先ほど御案内のように神社側に対しても、緑地帯を設けるなどの環境対策が施されているということ、また、明治通りにより日常生活圏との分断がされているというような内容。それから、先ほど環境影響評価の説明がございましたように、影響は軽微ということ。あと、住民への説明も実施されており、また、搬入経路も明治通り側からというようなことで、適合になってございます。

最後は保管施設でございますけれども、廃棄物の保管場所は建物内に設置をするということで、判定表、全て適合ということになってございます。

以上のようなことを踏まえまして、十七ページの特定行政庁の意見としましては、本件は、リサイクル事業のより一層の推進、効率的な事業の展開を目的に、リサイクルをはじめとするアールの充実を推進する拠点として当該計画地に一般廃棄物中間処理施設の建設を予定しているものでございます。

この計画は、工業地域に位置しておりますして、施設規模が比較的小規模であるなど、周辺に及ぼす影響が少なく、また、土地所有者からの定期借地ということから、将来の情勢の推移によっては移転することが予想されているという暫定的なものであるということでございます。

こうしたことから、本建物を設置するに当たりまして、提出された書類の審査、現地調査を実施したところ、国交省が定めております都市計画の運用の指針、あと建築基準法の五十一条のただし書きの先ほどの適合表のように全て該当しているというようなことから、当該敷地の位置が都市計画上支障がないと認められるというのが特定行政庁からの意見でございます。

以上でございます。

○小出会長 どうもありがとうございます。

実質的な審議は現地視察の後、続けて行いたいと思っておりますが、これまでの説明の中で御質問があれば受けたいと思えます。よろしいですか。

それでは、現地視察ということで、行きます。

午後三時十二分休憩

午後三時五十八分開議

○小出会長 どうもお疲れさまでございました。それでは、審議を続けさせていたいただきたいと思ひます。

それでは、御質問、御意見をぜひ伺いたいと思ひますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○三上会長職務代理 質問、意見がまだないようでございますので、幾つか技術的な質問をさせていただきますかと思ひます。結論にいささかも影響しないと思ひますけれども、ちよつとわからないところがあるので、わかった上で積極的に賛成したいと思ひますので、教えていただきたいと思ひます。

六ページなんですけれども、これ、備考欄、リサイクルセンターの処理能力、四・〇トン、八・八トン、三・六トン、それから〇・二トン。これは、多分そうだと思うんですけれども、実際の重量トンではなくて、いわゆる清掃トンでおっしゃっているのかどうかということをちよつと確認したいのが一つ。

それともう一つは、十四ページに、予測結果はこれこれである、予測結果はこれこれである、だから環境保全上支障はないものと評価されるというふうには、結論として予測結果はこれこれだと、こう言っているんですけども、どんな根拠に基づいて予測をしたのかというのを少しお聞きしたいと。あらかじめいただきました参考資料の三に、例えばその三ページの騒音のところ、騒音だけじゃないんですけども、騒音のところで見ますと、「施設の稼働による影響」というところで、現在の騒音レベルが左側に五十とか、五十三とか、五十五とかっていうのがありまして、それが今現状では環境基準以下だというのがこ

でわかるんですけども、その次の右側へ行きますと、現状が五十、五十三、五十五に対して、予測値が三十六、五十五、四十五。この現況と予測値を合成した値が五十とか五十七とか五十五。これは、右側の環境基準六十以下だから、六十よりも随分下回っているから評価に「○」がついていると、こういうことですけれども、この予測値をどんなふうにお求めになったのか。何か一定の技術的な基準で予測をされているんだろうと思いますけども、その辺のところをちよつと教えていただきたい。

私からの質問は、もう一つですね。もう一つ、議案のほうの十ページ、先ほど見てきたところの場所の、台貫の位置がこんな位置だったら車の回し方、大変だろうになという感じがちよつとしましたけれども、この位置しかないんですかね。敷地内の搬入路の途中で設ければ車を一々回さなくてもよさそうに思うんですけれども、何か別の意味があるんだったら教えていただきたいと。

以上でございます。

○清掃リサイクル課長 清掃リサイクル課長でございます。今、三点ほど御質問いただきました、それぞれお答えさせていただきたいと思えます。

まず、「議案・資料」の六ページ、二、一般廃棄物中間処理施設の計画のところの備考欄に、各缶、瓶、ペットボトル、白色トレイの処理能力というのが記載されてございますが、こちらにつきましては、実際に一日で処理する量ではなくて、機械の一日当たりの処理能力。もう少し詳しく申し上げますと、機械が持っております一時間当たりの処理能力に対して稼働時間を掛けて一日の処理能力というふうに出しているものでございまして、一日、例えば缶を四トン処理する、瓶は八・八トン処理するというものではござ

いまして、機械の持っている処理能力を記載させていただいたところでございます。

それから、二つ目の御質問でございますが、生活環境影響調査の例えば騒音の予測値の出し方というところでございますが、こちらにつきましては、計画施設の稼働時の騒音の程度につきまして、ちよつと専門的な言葉になるんですが、騒音伝播の距離減衰式というのがございまして、機械から音が発生しまして、それが敷地境界でどのくらい音が下がるのか、下がったときの音のレベルを距離減衰式によって出しているというものでございます。

それから、三点目の御質問でございます。「議案・資料」の十ページに配置図がございます。こちらに台貫といひまして重さをはかるはかりでございますが、こちらがあるんですけれども、ここにある機械、台貫につきましては、中間処理が終わって塊になった資源を積んでまた出ていくんですけれども、そのトラックの重さをはかる位置でございます。それとは別に、中間処理をする前のトラック、車が、車両が入ってまいりますけれども、これについても別途建物の中、今はまだ決まっておりますが、この中のどこかに台貫、重さをはかる機械を設置いたしまして、そちらで資源、搬入してきたものの重さをはかるというような計画を今考えているところでございます。

○三上会長職務代理 わかりました。

○小出会長 ほか、いかがですか。よろしいですか。どうぞ。

○稲垣委員 稲垣です。質問二つと、意見というか、特にコメント要らないのもあるんですが、まず、基本的にはこれは都市計画の話ですので、今日敷地も見まして、問題なく賛成なんですけれども、細かい建

築の話なんです、二階の平面図に中型家電・蛍光管一時ストックヤード、倉庫というのがございますけれども、こういう面積で本当に足りるんだろうか、あるいはどの道具を、エレベーターを使って持ち上げるのかどうなのかというようなことがやや気になりました、そういうことが足りないために敷地のどこかに、一階のどこかに出てきてしまつて、あまり環境的に好ましくないというようなことにならないのかやや心配なので、これで大丈夫なのかどうか、量的な問題、運搬手段の問題、それについてちよつと説明いただきたいと思います。

あとはほぼ意見だと思いますが、一つは、一階の配置図を拝見しますと、一生懸命、緑化フェンスでありますとか、とつていらつしやるんですけれども、外から、明治通りから見える緑というのが、公園側の緑化フェンスの端つこのところがちよつと見えるのかなということがありまして、せっかく屋上に緑地を設けられているんですけども、これも外からはもしかしたら見えないのかもしれないと。そういう意味では、やはり目に見えろということが大事なので、ぜひ工夫ができれば目に見えろような緑をつくつていただきたいと。

それからもう一つは、これも意見ですけれども、機械その他がだんだん老朽化してきますと、当初のよきな性能が出なかつたり、あるいは音がうるさくなつたりと、そういうのがないのかどうなのか。そういう意味で、運転後のモニタリングというようなことはきちつとやっていたいただきたいということですよ。

終わりの二つは意見で、最初のちよつと家電関係については御説明いただきたいと思ひます。以上です。

○清掃リサイクル課長 清掃リサイクル課長でございます。

新たな品目として導入いたします中型家電・蛍光管を一時的に置きますストックヤードでございますが、今計画してございますのは、十二ページにございます二階の平面図に描かれております倉庫、真ん中のほうにあります倉庫の部分での計画でございます。こちらのほうを今予定してございますけれども、予想以上に集まってきてしまうような場合、一つは、計画的に集まった段階で再生業者さんのほうへ引き渡すというのを効率的にやりたいと思えますし、どうしてもこの中でおさまり切れないというような場合は、隣にまた倉庫もございますので、こちらのほうでの対応、あるいはまた小さな倉庫もございますので、こういったところでの対応を考えたいと思っております。建物の外へ野ざらしのような形で置くというようなことは決してしないつもりでございます。

また、二階に中型家電や蛍光管の一時ストックヤードということになりますので、先ほど御指摘がありましたけれども、ここへどうやって搬入してくるのかというようなお話でございましたが、一階、二階をつなぎますエレベーターがございます。こちらのほうで上下階をつなぎまして、倉庫への搬入というのを今計画しているところでございます。

それから、御意見いただきました緑化につきましてですが、こちら、今回の審議会のほうには平面図、配置図しかつけてございませませんが、壁面緑化につきまして、明治通り側の壁面につきましても、今、計画でございますが、壁面緑化を一部取り入れたいというふうに考えてございますので、道路を歩かれる方からも一部緑化されているところがご覧いただけるのではないかとというふうに思っております。

○稲垣委員 ありがとうございます。

○小出会長　どうぞ。

○斉藤委員　今の中型家電などの搬入でエレベーターを使うというふうにおっしゃったんですけど、そうすると、このエレベーターから倉庫に行く動線があまりよくないのかなというふうに思ったりもしたのですが、見学路のほうをぐるっと通って搬入ということになるんでしょうかね。ちょっと悪いかなという気がしましたが、その点、教えてください。

○清掃リサイクル課長　清掃リサイクル課長でございます。

エレベーターから倉庫までの動線の御質問でございますが、ここからは台車などを利用して運びたいというふうに考えてございますので、人の手で持ち上げてということではなくて、台車を使って、見学路、あるいは研修室も常時使っているわけではございませんので、研修室側からも扉がございましたので、こちら側からの搬入、両方の搬入を今考えているところでございます。

あと、すみません、先ほどの御質問の中で、機械の経年劣化等ございますので、そちらについてもモニタリングというものも引き続きやって、性能、能力、落ちないように気をつけたいというふうに考えてございます。

○斉藤委員　最終的な実施設計のときによく検討もしていただきたくないと、使い勝手がいいようにしていただきたいなというふうに思います。

質問だけではなくて、意見も同時に述べていいんですか。

○小出会長　どうぞ。

○齊藤委員 はい、わかりました。じゃあ、意見として述べさせていただきます。

私は、このリサイクルセンターが、当初の計画が七百平米ぐらいだったんですけど、今回、千七百平米と倍以上に大きくなるというようなことで、施設の規模だとか、建設費の問題で一定見直しが必要ではないかということ、議会のほうでは求めてまいりました。場所的には、住民の理解の得られる場所ということで、今見学でもはっきりいたしました。一応この計画については賛成をいたします。ただ、三点意見として申し上げておきたいというふうに思います。

缶、瓶、ペット、トレイなどは、本来は製造者責任を追及しなければなりません。その点で、中間処理を一括に集約したということで、逆に処理量を増やすというようなことにならないようにしていただきました。減量のための取り組みを進めることと、また、ごみ減量としての資源分別回収の品目を、今回も少し増やしますけれども、拡大することも大事であるというふうに考えています。

それから、二つ目は、リサイクルセンターと名称をつけるのであれば、リサイクル業者に引き渡すための選別、分離、加工の作業をする、まあ一階ですね、中間処理とあわせて、住民のリサイクル意識を向上させる取り組みが、付随的ではなくて、このセンターの中心課題としてぜひ位置づけをしていただきたいと思います。

三点目は、この際せっかくですので、働く人たちの労働報酬の引き上げなどもぜひ検討していただきましたということ、この計画に賛成という意見といたします。

○小出会長 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○保坂委員 保坂と申します。

先ほど議案の六ページの処理能力は、機械の処理能力だというふうに御答弁をいただきましたけれども、それでは、今、荒川区のこの缶、瓶、ペットボトル、トレイ、幾ら処理をする必要があるのか。この処理能力で間に合うのか、間に合わないのか。もちろん間に合うんでしようけども、どのぐらいの量が出ているのか。

それと、このリサイクルセンターをつくることによって、多分いろいろなりサイクルの喚起がなされて、量が将来増えていくのか、それとも今斉藤邦子さんが言ったように減らすということを努力することで減っていくのか、これが二つ目。

それと、店頭での回収。個人のペットボトル等の回収は行いますが、荒川区内のコンビニ等の店頭での回収のペットボトルはどうするか。そうすると、その量は大丈夫なのかとかというのがちよつと処理能力において心配なんですけれども、現状の処理する量と今後の見通しについてお答え願いたいというふうに思います。

○清掃リサイクル課長 清掃リサイクル課長でございます。

「議案・資料」六ページの処理能力につきましては、先ほど御説明させていただきましたとおり、機械の持っている処理能力でございます。実際に荒川区、回収しているわけでございますが、そちらの実際に処理している量ということでございます。例えば瓶につきましては：

○保坂委員 全部別々に教えてください。缶、瓶、ペットボトル、白色トレイ。

○清掃リサイクル課長 二十四年度につきまして御説明させていただきたいと思えます。瓶につきまして五トン。ちよつと順番が前後して申しわけありません。缶が一・三六トン。ペットボトルが二・二四トン。白色トレイが〇・〇七トンでございます。

そして、将来の見通しということでございますが、人口等との関係もございしますが、人口が増えてまいりますと、それに伴ってどうしても処理する量というのは増えるという予測になってございます。ただ、それをそのまま置いておくということではなくて、ごみの減量、資源のリサイクル、有効活用について引き続き普及啓発に努めていきたいというふうに考えてございます。

また、店頭回収している分につきましては、基本的には事業者責任でやるものでございまして、荒川区におきましては、二十三区共通でございますが、来年の二月をもちましてコンビニエンスストア等でのペットボトルの店頭回収につきましては終了いたします。その後につきましては、全て事業者さん側の責任において処理をしていただくということでございます。

以上でございます。

○保坂委員 ありがとうございます。

そうすると、大体ざつと計算をすると、今現状でいくと全部合わせると九トンぐらいの多分荒川区の資源が出ていると。それを十七トンですか、の処理能力の工場をつくっていくと。そこまでする必要があるのかという議論もなされたのではないのでしょうか。先ほど斉藤邦子先生が七百平米が一千七百になったと。それが、こういう数字的に一千七百になる裏づけというものがちゃんと存在をされて規模を拡大していった

んだというふうにはあるところで聞いたことがあるような気がしますが、その規模の拡大について、もしよろしければ御説明いただければというふうに思います。

○清掃リサイクル課長 清掃リサイクル課長でございます。

先ほど申し上げました、およそ合計しますと実際に処理している量、九トン弱ということでございますが、毎日、施設、稼働しているわけでございますけれども、ほぼ毎日のように稼働してございまして、中には定期的な点検等をする必要もございます。そういったことを加味しての余裕を持つての処理能力ということも一つございますし、機械がまた全て荒川区で処理する能力にぴったり合う機械というのがなかなか種類がございませんで、そういった関係で多いように見えるかもしれませんが、合計で十七トンの処理能力を持つ機械を導入するというところでございます。特に瓶につきまして、今までは手で破碎する、壁にぶつけて割るといような処理の仕方をしていたところなんですけれども、瓶につきまして、全体で機械が八・八トンとかなり多いなという印象を持たれるかと思うんですけども、これにつきましては、一台で賄って八・八ということではなくて、先ほど御説明させていただきましたが、瓶につきましては色ごとに分けてそれぞれ破碎するという処理を行いますので、一台当たりが二・二トン処理能力を持つ機械を導入するというところで、どうしてもちよっと余力を持った形になっているところでございます。

○保坂委員 もう一個だけ。最後。

その処理能力に合わせて参考資料一の二ページ目の一日当たり二トン車が三十九台搬入されるんだというふうになっているのか。要するに、今現状、荒川区で出ている資源ごみに合わせて三十九台なのか。そ

れとも、機械の処理能力に合わせて三十九台なのか。そこら辺はどのようなのでしょうか。

この三十九台は私が多いのかなというふうに。ペットボトルとか、空気を運んでいるようなものだから、トンに合わせて考えちゃいけないとは思いますが、少しでもやっぱり車の台数は減らしてあげないと、明治通りの交通緩和だとか、近隣の方々の騒音の問題もあるので、どこを基準にして三十九台ということ、トラック二トン車を決めたのか、そこら辺も最後教えていただければと思います。

○清掃リサイクル課長 清掃リサイクル課長でございます。

参考資料一の二ページをご覧くださいと思いますが、こちらの中で運営についての記載がございます。その中で、四つ目のポツで「搬入車両 .. 一日あたり二t車が三十九台」というのがございますが、こちらにつきましては現状及び将来にわたって搬入してくる車の数がおよそ三十九台、四十台程度というふうに考えているところでございます。

こちらにつきましても、確かに今例えばということでおっしゃられたとおり、ペットボトルにつきましては容積ばかりがかさんで空気を運んでいるような状態でございますので、各回収場所でペットボトルを出していただくときには潰した形で出していただくというようなことをこれから引き続きお知らせしてまいりたいというふうに考えてございます。

○保坂委員 ありがとうございます。

○小出会長 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○石橋委員 すみません、石橋と申します。後学のためにもし教えていただければと思いますが、今回の

このリサイクルセンター整備に当たったの事業費というか、建設費用ってどのぐらいかかるのかをもし教えていただけるようであればお願いいたします。

○清掃リサイクル課長 清掃リサイクル課長でございます。

建物、計画に当たりましては、現在、実施設計を実施しているところでございますので、正確な建設費等につきましてはまだこれから積算を行うというようなところでございます。

失礼しました。本当におよその数字ということでございますが、およそ六億程度を今予定しているところでございます。ただ、いろいろ社会情勢等によって、上下変動することが十分予測されます。

以上でございます。

○小出会長 そのほか、いかがですか。特に強い反対意見はなさそうなんです。

それでは、了承ということでよろしゅうございますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小出会長 どうもありがとうございます。

では、本件につきましては了承とさせていただきます。

あと、通知文については会長一任ということでお願いをしたいと思います。

それでは、会議次第の第六、その他でございますが、次回の審議会につきまして事務局から報告をお願いしたいと思います。

○都市計画課長 それでは、次回の審議会の予定につきまして御説明いたします。

次回の審議会の予定、現在のはっきり決定はしてございませんけれども、九月の下旬から十月ごろを予定してございます。詳しく日程が決まり次第、御連絡したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○小出会長 そのほか、何かございますか。

特段なければ、これにて閉会ということにさせていただきます。どうもありがとうございます。ありがとうございました。

午後四時二十四分閉会